

平成28年第2回北海道議会定例会 一般質問（代表格） 再質問

年月日 平成28年6月24日（金）
 質問者 民進党・道民連合 笹田 浩 議員

質 問	答 弁
<p>一 消費増税の再延期について 知事は、アベノミクスの評価として、本道経済も緩やかな回復基調にあると認識していると答弁しました。 しかし、その一方で、さきのサミットで阿部首相が各国首脳から意義を突きつけられた世界的な需要の低迷や経済成長の減速を回避するため、延期が決定されたとの受け止め方についても答弁しました。 この整合性には、無理があると言わざるを得ません。アベノミクスは失敗であって、これによって本道経済も低迷から抜け出せないでいるとの新たな判断をし、これを前提に、本道における社会保障の充実強化を図っていくべきと考えるものですが、改めて知事の認識を伺います。</p> <p>（指摘） 給付型奨学金について 子どもたちが進路を決めようとする時期がきているのに、対応が遅いです。今年度に基金を創設するということが、来年度進学する子どもたちに給付するということでもあります。遅くとも、9月定例会で条例の制定などに向けた提案ができるような早急な対応をとるように強く指摘いたします。</p> <p>二 夕張市の再生方策について 今後、開催される三者協議の場で具体的な協議を行うとの答弁でしたが、新聞報道によれば、知事は市長に対し共闘して国にあたっていききたいと述べられたそうでございますが、どのように共闘し、どのような支援を考えているのかあらためてお伺いいたします。</p> <p>三 原発について 次に、原発についてであります。 原発については、知事からは明確な答弁がありませんでした。「関係自治体・住民の理解と合意」という条件において、関係自治体・住民の理解と合意を得られたかどうか判断する責務は、最終的には知事にあると考えますが、関係自治体とはどの範囲を示すのか、そして住民の理解と合意が得られたと判断する具体的な基準について、知事の所見を改めて伺います。</p> <p>四 一次産業振興策について （一）農協法改正について 次に、農協法の改正についてであります。北海道は、准組合員の割合が他県に比べ多いわけでありまして。農政の優等生として大規模化を進め、その結果、離農した方々が准組合員となり、愛着を持って農協を支えているのであります。准組合員制度があって農協が地域を支えることを積極的に全国にアピールしていくべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。</p>	<p>（知事） 消費増税の再延期に係る認識についてであります。我が国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、地域によって、景気回復の実感がないとの声もあると承知をしております。今般、政府において、消費税率の引き上げは内需を腰折れさせかねないと判断されたわけでありまして、こうした懸念については、私といたしましても理解をしております。 道といたしましては、持続可能な社会保障制度の確立や財源確保は、国において適切に対応される必要があると考えているところであり、道政の重要課題である子育て支援施策や医療・介護の基盤整備などが着実に推進できるよう、必要な財政措置や施策の充実について、国に対し要請や提言を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>（知事） 夕張市の再生方策についてであります。夕張市においては、厳しい環境のもと、様々な制約がある中で、市長を先頭に市役所と市民の皆様が一体となって、財政再建に取り組んできたことは、私自信承知しているところであり、道といたしましても、この間独自の職員派遣や他の自治体への協力要請、また、各種事業への支援等に努めてきたところであります。 今後とも、こうした努力を国へしっかり伝えるとともに、夕張市と密接に連携しながら、三者協議の場を通じて、財政再建と地域再生の両立が図られるよう、新たに進める事業や、行政執行体制、予算の収支などについて、具体的に協議するなど、引き続き、きめ細やかな支援に努めてまいります。</p> <p>（知事） 国はエネルギー基本計画において、再稼動については、国が前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得よう取り組むとしており、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続については、国が明確にすべきものと考えています。 私としては、泊発電所に関し具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえながら、適切に対応していかねばならないと考えています。</p> <p>（知事） 農協における准組合員についてであります。本道において、農協の准組合員の方々は、かつて農業に従事されていた方を含めて、農村地域での暮らしに欠かせない生活物資の購買や金融をはじめ、幅広い農協事業の利用を通じて、組合員と共に地域の発展を支える重要な存在と認識をいたします。 道といたしましては、今後の国の動きも注視しつつ、JAグループ北海道が行うサポーターづくり運動により、准組合</p>

質 問	答 弁
<p>(二) TPPについて</p> <p>知事先ほどの答弁では、継続的な予算の確保が欠かせないものとの考えを示していたわけですが、これは、裏を返せば、予算が確実に確保されるなど、TPP対策が適切に行われなければ、本道農業に重大な壊滅的な影響が生じるものとも受け止められるのですが、知事の認識を伺います。</p> <p>(三) 米対策について</p> <p>次に米対策についてであります。</p> <p>アンケートの結果を見ても、本年二月の「北海道米の価格に影響は及ぼさない」としてきた道のTPP試算結果が、農業者に十分伝わっていないことは明らかであります。</p> <p>こうしたことを積み重ねられれば、すべての農業政策について、道と農業者の信頼関係は築けなくなっていくことを強く懸念いたします。</p> <p>改めてお聞きしますが、現実的に農業者に道の説明が伝わっていないことについての認識をお示しください。</p> <p>また、TPPの影響のみならず、米政策の変更に伴う生産現場の不安や懸念をどうやって払拭していくのか、お伺いいたします。</p> <p>(四) ホタテ漁業について</p> <p>次に、ホタテ漁業についてであります。部長からホタテガイの生産回復の取組についての答弁をいただきましたが、北海道は平成30年に食の輸出拡大戦略として1,000億円の目標を掲げているのであります。ホタテガイは道産水産物の中でも生産量・金額ともに最も多く、より安定的に生産することが、地域を支える産業の発展のみならず、知事が進めている道産食品の輸出拡大にもつながるものと考えられるのですが、ホタテガイの生産回復について、知事の決意をお伺いいたします。</p> <p>五 働き方改革包括支援センターについて</p> <p>次に、働き方改革包括支援センターについてであります。</p> <p>この事業を唐突に実施する理由、これまでとの違い、既存事業との棲み分けなどについて伺いましたが、答弁は明確ではありません。</p> <p>先ほどの知事の答弁では「本道は全国に比べ、年間総労働時間が長く、有給休暇の取得率が低いなど、雇用状況が厳しいことから、若者や女性、非正規雇用労働者をはじめ、本道で働く全ての方々の労働環境や処遇の改善を促進していくことを目的に、国や道、札幌市や労使団体と共同宣言をし、このセンターを設立して取り組んでいく」とのことでしたが、答弁にあった全ての方々の労働環境や処遇改善という目的が、この事業で、達成できるのでしょうか。</p> <p>いかにしてこの目的を達成しようとしているのか、知事の見解を改めて伺います。</p>	<p>員を含め農協が、地域の皆様との結びつきを強め、今後とも、農業・農村の活性化に貢献していくことができるよう、その役割の重要性を発信するなど、関係者と一層連携して取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>TPP対策についてであります。TPPの大筋合意により、本道農業に対し、長期にわたって、大きな影響が懸念されることから、道では、国に対し、財源の安定確保も含め、万全の対応を要請をし、総合的なTPP関連政策大綱に概ね反映されたところであります。</p> <p>本道農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、大綱に基づく施策を効果的に活用し、生産力と競争力の強化に着実に取り組むことが何より重要であり、今後も本道農業への影響を十分注視しながら、国に対し、必要な施策の着実な推進と対策予算の十分な確保を強く求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>水田農業の振興についてであります。</p> <p>今回のアンケート結果や地域から寄せられる声などから、稲作農家の方々は、TPPによる影響に加え、平成30年産以降の米政策の見直しについて、不安や懸念を持たれているものと認識をいたします。</p> <p>このため、道といたしましては、TPPの影響に関する道の試算や対策の内容について、地域での意見交換の場などにおいて丁寧にご説明するとともに、水田農業の振興と稲作農家の経営安定が図られるよう、米政策の見直しなどに向けて必要な施策をオール北海道で国に提案していくなど、生産現場への不安や懸念が払拭されるよう取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、ホタテ漁業についてであります。ホタテガイは道内漁業生産額の約3割、また、道産食品輸出額の約6割を占めており、その品質の高さから、今後も国内外において需要の拡大が見込まれます。</p> <p>このため私といたしましては、海洋環境の変化に対応した災害に強い漁場づくりや養殖技術の指導強化など、早期の生産回復に努めるとともに、加工場におけるHACCPの取得促進や、新千歳空港における冷凍・冷蔵施設の整備など輸出環境の充実を図り、ホタテ漁業の振興に積極的に取り組んで参る考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に働き方改革包括支援センターについてであります。道ではこれまで、就業規則の整備など個別の案件に応じて専門家の派遣を行い、企業における就業環境の整備を促進してきたところであります。関係機関による推進会議の設置など、道内の働き方改革に向けた機運の高まりを受けて、今般示された国の支援策も活用し、就業環境の改善に関する包括的な支援を行う拠点を整備することとしたところであります。</p> <p>支援センターでは、これまでの取組を含め、モデル事業の紹介や経営改善を含む総合的な改革プランの提案など、さまざまな支援策をパッケージ化して提供することとしております。</p> <p>道といたしましては、多くの企業の方々が働き方改革に取り組む、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得率の向上などが図られ、働く方々の就業環境が改善されるよう努めてま</p>

質 問	答 弁
<p>(指摘) 保育施策について さきほど知事から答弁をいただきましたが、今回の特例は保育の質の低下を招くおそれがあります。まずは、保育の質の確保が優先されるべきであるということを指摘いたします。特例を実施する場合に、どう質を確保するのかについて具体的な答弁はありませんでしたが、しかしこの点は、大変重要なので、今定例会においてさらに議論を深めていきたいと思っております。</p> <p>六 空港の民営化について 次に、空港の民営化についてであります。空港の民営化の協議での道の役割について、知事は、「地域の実情や意向を取りまとめ、北海道発の提案を策定するとともに、その内容が的確に反映された民間委託が実現できるように道としての役割を果たす」と答弁いたしました。道内空港の民営化に向けた議論は空港立地自治体・地域のみならず、道内の経済団体による研究会や、今月には空港ビル会社や金融機関などの関係者による懇談会が設立され、それぞれに、道の幹部もオブザーバーとして参加し、議論が進められてきていると承知します。地域の意向を重視することはもちろん大切ですが、それぞれの狙いや思いが微妙に食い違う研究会、懇談会、さらには、国の動向にも適切に把握し、それらを道が中心になって、しっかりとまとめ上げなければ、道民や地域の利益につながっていかない。と懸念しますが、年内という残された時間の中で、北海道の提言をどう作り上げようとするのか、知事の決意を含めて所見を伺います。</p> <p>(指摘) 飲酒運転の根絶について 次に飲酒運転の根絶についてであります。飲酒運転に伴う不祥事について、知事、教育長、警察本部長から、それぞれ謝罪の表明がありました。また、いずれも飲酒運転の根絶に向けた取組も表明されましたが、昨年条例を制定したその重みをしっかりと認識していただき、再発の防止に向けて、全職員が意識をさらに高めていただくよう、強く指摘しておきます。</p> <p>七 全国学力・学習状況調査について 調査結果の公表を通じて、本道の学力向上に向けた取組の一層の充実に努めると教育長は答弁されましたが、このことこそが地域間競争をあおっている原因となってきたはずなのであります。改めて結果公表の中止を求めます。それでも公表するというのであれば、本調査で測定できているのは、学力の特定の一部及び教育活動の一側面であることから、特定の一部の内容を明らかにし、この点についてのみの公表であること、結果公表の内容が学力のすべてではないことを明示すべきであります。そして、過去問題への取組と、単に点数学力の向上に特化した授業ではなく、教職員の創意工夫ある実践を通して、子どもたちの学びの質を上げることが最優先であることも明示すべきだと考えますが、教育長の見解を伺います。</p>	<p>います。</p> <p>(知事) 空港の民間委託に係る道内経済界などの動きについてであります。空港運営の民間委託に関し、国や道、関係自治体などによる協議が進む一方で、道内の経済団体などにおいても、様々な形で議論の輪が広がってきているものと承知いたします。関連産業の裾野も広く、多くの方々が関わる空港の民間委託を進めるに際しては、立地自治体はもとより、経済界の皆様方のご意見や積極的な参画は重要と考えており、道といたしましては、今後とも、経済界の皆様との意見交換等を行い、様々なご意見や、ご提言を踏まえながら、北海道発の提案を策定するとともに、その内容が的確に反映された民間委託の実現に向け、スピード感をもって取り組んでまいります。</p> <p>(教育長) 全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、本道の子どもたちの学力向上のためには、学習指導要領に基づく創意工夫を加えた授業改善が必要であると考えておりまして、道教委ではこれまでも、調査結果の公表に当たっては、国の実施要領に示されている、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校の教育活動の一側面であることなどを留意事項として明示するとともに、調査の分析結果から明らかになった授業改善のポイントや事例を掲載するなど、市町村教育委員会や学校が効果的に活用できるような公表内容の改善に努めてきているところでございます。道教委といたしましては、学校教育関係者と密接に連携を図りながら、引き続き本道の子どもたち一人一人の学力向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。</p>